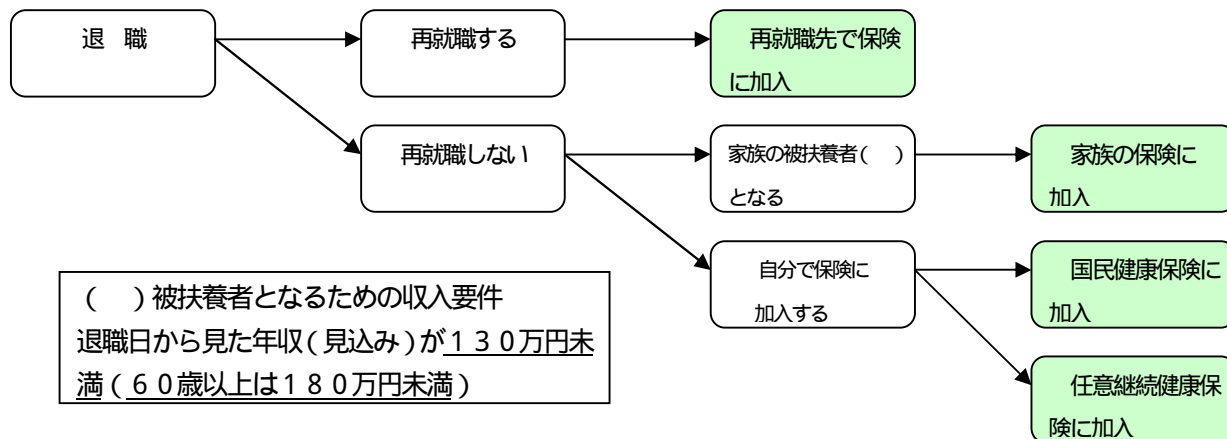


- 退職後の手続き -

『医療保険は何に加入すれば.....』



『手続きは.....(医療保険、年金保険)』

上記チャート図より該当番号を確認

	誰が	どこで	注 意 点
	再就職先の会社	社会保険事務所又は健康保険組合	
	家族の会社	社会保険事務所又は健康保険組合	・雇用保険失業等給付の受給期間中は入れない ・家族が配偶者の場合は国民年金第3号に加入 (60歳未満であり配偶者でない場合は国民年金保険に加入)
	本人	お住まいの市区町村	60歳未満の場合は、国民年金保険に加入
	本人	全国健康保険協会(住所地の都道府県支部)又は健康保険組合	要件:退職日までに継続して2ヵ月以上健康保険に加入していたこと、 手続期間:退職日の翌日~2週間以内 60歳未満の場合は、国民年金保険に加入

『雇用保険の失業等給付を受給するには.....』

失業等給付の受給要件 離職の日以前2年間に雇用保険に加入していた期間が通算して12ヵ月以上ある
(倒産・解雇等による離職の場合は、離職の日以前1年間に通算して6ヵ月以上)
失業の状態にある(就職の意思と能力があり、就職しようと努力しているにもかかわらず職業に就くことが出来ない状態)

手 続 き 先	必 要 書 類	備 考
住所地管轄のハローワーク	雇用保険被保険者証 雇用保険被保険者離職票 - 1、 - 2 印鑑(シャチハタ不可) 現在の住所、氏名、年齢が確認できるもの(運転免許証、パスポート等) 最近の写真2枚(縦3cm×横2.5cm) 本人名義の普通預金通帳	ハローワーク開庁時間 平日8:30~17:15 土、日、祝日は休み 必要書類、 は会社より交付

『給与天引きされていた住民税はどうすれば.....』

その年度(住民税年度6月~翌5月)の住民税残額を最後の給与等で一括徴収して、会社より納付する
その年度の住民税残額を本人が直接市区町村へ納付する普通徴収に切り替える

その年度の住民税残額を再就職先の会社にて引き継ぎ、徴収・納付する

退職日が6月1日~12月31日のとき、 、 より本人が選択する

退職日が1月1日以降のとき の一括徴収又は より本人が選択する(は選択不可)